

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

世界経済フォーラム2020年版世界ジェンダーギャップ指数における、日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位（前回は149か国中110位）と世界最低のレベルであるばかりか順位を落としている状況にある。

2020年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、「選択的夫婦別姓」の文言が削除され、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」とする目標は、最長10年先延ばしになるなど、全体として、ジェンダー平等から後退したと言わざるを得ないものとなった。

新型コロナウイルス感染症禍で、脆弱な立場に置かれやすい女性の視点に立った政策がなお一層強く求められている。この間、様々な発言から個々が持つ潜在的差別の存在も明らかになり、それらの払拭も求められる。

このことから、日本でも女性差別撤廃条約選択議定書を批准し、個人通報制度を導入することで、ジェンダーによる差別的な法制度を見直し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めていくべきである。

よって、政府におかれては、司法制度や個人通報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決し、環境整備を進めるとともに、選択議定書を速やかに批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月19日

泉 大 津 市 議 会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）